耐力度調査チェックリスト

－木造（耐震診断未実施）－

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 都道府県名 | |  | | 設置者名 | |  | | 学校名 | |  | | | |
| 対象建物 | 棟番号 | |  | | 構造・階数 | |  | | 建築年 | |  | 面積 |  |
| 耐力度点数 | | | | | | 調査者 | | | | | | | |
| 点 | | | | | |  | | | | | | | |

　□にはレ印を付す。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設置者記入欄 | |  | |
| （第１　一般事項） | 確認 | 該当なし |  |  |
| １．調査建物  ①耐力度調査票の設置者名、学校名、建物区分、棟番号、階数、延べ面積、建築年、経過年数、被災歴及び補修歴は施設台帳等により記載されている。 |  |  |  |  |
| ②経過年数は、建築年月と調査開始年月を比較し、１年に満たない場合は切り上げている。 |  |  |  |  |
| ２．調査単位  ①調査建物の建築年は同一である。  　ＮＯの場合は、調査票が別葉にされている。 |  |  |  |  |
| ②調査建物は構造的に一体である。  ＮＯの場合は、別棟と見なし、調査票が別葉にされている。 |  |  |  |  |
| ３．適用範囲  ①調査建物は木造のみである。（混合構造または複合構造ではない。）  ＮＯの場合は、鉄筋コンクリート造（以下「ＲＣ造」という。）部分についてはＲＣ造の調査票が、鉄骨造部分については鉄骨造の調査票が、それぞれ作成されている。 |  |  |  |  |
| ②一般的な長方形型の建物である。  ＮＯの場合は、専門家の鑑定により耐力度調査が行われている。 |  |  |  |  |
| ４．端数整理  ①耐力度調査点数の有効桁数は所定の方法で記入されている。 |  |  |  |  |
| ５．再調査  ①当該建物は、初調査である。  ＮＯの場合は、調査してから年数が経過したので、経過年数が見直されている。長寿命化改修が行われている場合は、改修時点からの経年変化が評価されている。 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 設置者記入欄 | |  | |
|  | 確認 | 該当なし |  |  |
| ６．添付資料  ①図面、写真、ボーリングデータ、その他必要資料が報告書に添付されている。 |  |  |  |  |
| ７．配置図、平面図、断面図  ①設計図書、または耐震診断・補強時の設計図書の形状・寸法、用途区分が施設台帳と照合されている。 |  |  |  |  |
| ８．建物全景写真  ①各面が把握できる写真が報告書に添付されている。 |  |  |  |  |
| ９．構造図  ①建築時の設計図書、または耐震診断・補強時の設計図書、あるいは実測により作成されている。 |  |  |  |  |
| ②建築時の設計図書（伏図、軸組図、柱・梁リスト）、または耐震診断・補強時の設計図書と実物は、同様である。  ＮＯの場合は、実測値をもとに構造図が作成されている。 |  |  |  |  |
| １０．基本的な考え方  ①未測定の項目は、満点評価されている。 |  |  |  |  |
| ②必ず測定しなければならない項目は全て測定されている。 |  |  |  |  |
| １１．調査者  ①調査者は１級建築士または２級建築士である。 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| （第２　構造耐力）  １．共通事項  ①いわゆる新耐震設計基準施行以前に設計された建物であり、耐震診断を実施していない。 |  |  |  |  |
| ②構造耐力の測定範囲は、校舎、寄宿舎にあっては建物で、屋内運動場にあっては主室全体で行っている。 |  |  |  |  |
| ２．基礎構造  ①測定室の桁行方向の両側外壁下の基礎構造は同じ構造である。  ＮＯの場合は、校舎、寄宿舎にあっては測定室側の外壁下の基礎構造で、屋内運動場にあっては同一構造の延長の多いもので評価されている。 |  |  |  |  |
| ３．土台  ①測定室の桁行方向の両側外壁下の土台は同じ断面である。  ＮＯの場合は、校舎、寄宿舎にあっては測定室側の外壁土台で、屋内運動場にあっては断面寸法の小さい土台で評価されている。 |  |  |  |  |
| ②調査建物は、片廊下形式の校舎、寄宿舎または屋内運動場である。  ＮＯの場合は、測定室外側の土台で評価されている。 |  |  |  |  |
| ４．柱  ①測定室の桁行方向の両側外壁柱は同じ断面である。  ＮＯの場合は、校舎、寄宿舎にあっては測定室側の室外壁柱で、屋内運動場にあっては同一断面の多い側の柱で評価されている。 |  |  |  |  |
| ②断面寸法が調査票第１列から第４列の区分と同じ寸法である。  ＮＯの場合は、下位列の断面寸法として評価されている。 |  |  |  |  |
|  | 設置者記入欄 | |  | |
|  | 確認 | 該当なし |  |  |
| ③添柱が第１列、第２列記載の断面と同じ寸法である。  ＮＯの場合は、その添柱と本柱の断面積の合計と調査票記載の断面寸法を比較し、その断面に近い下位の列のものとして評価されている。 |  |  |  |  |
| ④柱の断面寸法は、実測寸法であることを確認した。 |  |  |  |  |
| ５．壁体  ①間隔の測定は、開口部の数による補正を行った。 |  |  |  |  |
| ②折りたたみ式間仕切壁、取外し式間仕切壁等が、固定間仕切壁となっていないことを確認した。 |  |  |  |  |
| ③固定間仕切壁の柱の上部、下部のいずれかが主要構造材に取り付けてある。  ＮＯの場合は、評点上の固定間仕切壁としていない。 |  |  |  |  |
| ④測定室内は、建築年が同一である。  ＮＯの場合は、どちらの棟とも、その室の間仕切の間隔で評価されている。 |  |  |  |  |
| ⑤測定室以外の室の延長は、測定室とほぼ同じである。  ＮＯの場合は、校舎、寄宿舎にあっては平均によって評価されている。屋内運動場にあっては主室の桁行両側外壁の延長に対する当該壁の開口部を除いた壁延長の割合によって評価されている。 |  |  |  |  |
| ６．筋かい及び控柱  ①校舎、寄宿舎において測定室の筋かいは、全て同じ種類である。  　ＮＯの場合は、上位のもので評価されている。 |  |  |  |  |
| ②屋内運動場において１）～５）に留意して評価されている。  　１）筋かいの断面寸法が第１列～第３列の説明の断面の中間寸法のときは、その下位のもので評価する。  　２）鉄筋筋かいの場合は第３列として評価する。  　３）水平トラスは調査対象としていない。  　４）筋かい、控柱が、構造上有効に働いていないものでも評価の対象とする。  　５）控柱が、片側のみまたは両側に取り付けてあっても評点上の区別はしない。 |  |  |  |  |
| ７．屋根ふき材料  ①屋根のふき上材料の種類によって評価されている。  　ＮＯの場合は、おもりを載せてあるので実際の重さを考慮して評価されている。 |  |  |  |  |
| ８．評点上の特例  ①移築、移転、増築、取り替え及び補強等のない建物である。  　ＮＯの場合は、土台、柱、筋かい及び控柱について適切に評価されている。 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 設置者記入欄 | |  | |
| （第３　健全度） | 確認 | 該当なし |  |  |
| １．経年変化  ①長寿命化改良事業未実施の建物である。  ＮＯの場合は、t2を用いた式により評価がなされている。 |  |  |  |  |
| ２．木材の腐朽度  ①各項目の数値、寸法を添付の資料等で確認した。 |  |  |  |  |
| ②腐朽箇所、腐朽長が適切に測定されている。 |  |  |  |  |
| ３．基礎の状態  ①ひび割れの有無、不同沈下量が計測されている。 |  |  |  |  |
| ②割れの影響範囲を考慮して基礎長さを算定している。 |  |  |  |  |
| ４．部材の傾斜、たわみ  ①柱の傾斜、床のたわみが計測されている。 |  |  |  |  |
| ５．床鳴り、振動障害  ①床鳴り、振動障害が判別されている。 |  |  |  |  |
| ６．火災の被災経験  ①火災による被災経験が判別されている。 |  |  |  |  |
| ７．雨漏り痕の有無  ①雨漏り痕の有無とその状態が判別されている。 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| （第４　立地条件）  １．地震地域係数  ①地震地域係数は、建設省告示第1793号（最終改正：平成19年国土交通省告示第597号）第１と整合がとれている。 |  |  |  |  |
| ２．地盤種別  ①地盤種別は、基礎下の地盤を対象に建設省告示第1793号（最終改正：平成19年国土交通省告示第597号）第２に基づいて区分している。 |  |  |  |  |
| ３．敷地条件  ①平坦地である。  ＮＯの場合は、崖地あるいは盛土に該当することを、敷地図あるいは実測により確認している。 |  |  |  |  |
| ４．積雪寒冷地域  ①積雪寒冷地域は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第７条第５項の規定に基づいている。 |  |  |  |  |
| ５．海岸からの距離  ①海岸線までの距離は、地図で確認されている。 |  |  |  |  |